第９章　災害復旧事業費（査定設計書）の積算

１．積算方式

査定設計書での災害復旧事業費の算出は、各費目ごとに費用を算定する**積上げ方式**とあらかじめ各工種毎に算出してある単価（単位ごと）に数量を乗じて算出する**総合単価方式の２つの方法**がある。

総合単価方式は５００万円未満の復旧事業費の場合に適用（激甚な災害の場合は適用範囲が引上げられる場合がある）され、簡易に工事費が算定できる（実施設計の場合は、積上げ積算書とする必要がある。）。

積上げ方式の場合は、被災時の積算条件（被災時の単価期、補正係数）ではなく、次に述べているとおり、**農水・財務両大臣が協議したものを使用**することになっているので、最新単価が自動的に適用される積算システムを用いて**積み上げ方式により査定設計書を作成する場合には特に注意**を要する。

なお、災害復旧事業を発注する場合の実施積算書では、発注時の単価、歩掛かり等通常の土地改良事業の積算書作成と同じとなる。

２．協議した単価、歩掛かりの使用（要綱第７）

災害復旧事業に使用する設計単価、歩掛りについては、**毎年度農林水産大臣と財務大臣が協議**し、その協議結果を年度当初に地方農政局を通じて各都道府県に通知している。

都道府県は、通知された単価（基本的には**４月単価**）に不足する単価及び歩掛りを含めて、**毎年度、農林水産大臣に協議**しており、**災害復旧事業の積算に使用する単価及び歩掛りは、地方農政局長が同意したものを使用**して積算することになる。

３．積上げ方式

積上げによる積算は、土地改良事業と同様に、数量に単価を乗じて直接工事費を算出し、その直接工事費に対する所定の率計算（各工種の工種区分によるので注意すること）等により共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を算出して工事価格を求め、これに消費税相当額を加えたものが本工事費となる。

４．総合単価方式（通知２６）

総合単価（「農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領(49 構改第６２５号)」）については、設計単価、歩掛りについて地方農政局と協議した後に、各都道府県ごとに工事内容別に定め、農林水産大臣の同意を受けることになっている。

このため、総合単価（諸経費、消費税相当額を含む）は、設計単価及び歩掛りの決定後に定めるため、**査定設計書作成時に総合単価が定まっていない場合は、前年度の総合単価を用いる**か、積み上げ積算を行う必要がある。

また、総合単価方式により求めた申請額が５０万円程度以下である箇所については、積上げ方式による積算を行い、申請額が４０万円以上になることを確認しておく必要がある。

なお、応急工事費の算定は、既に工事を発注していることから総合単価方式ではなく、積上げ方式の設計書となる。

５．産業廃棄物の取扱い

既存施設の壊れたコンクリート殻等の産業廃棄物処理費は査定時の積算書には計上できないが、産業廃棄物処理場までの運搬費については計上できる。なお、産業廃棄物処理場が決まっていない場合は、運搬距離を一般的に２ｋｍを限度として査定設計書に計上しておく。

ただし、応急工事により既に実施済みのものについては、処理に要した費用を査定設計書に計上することができる。

６．建設発生土の取扱い

建設発生土の取扱いについても、基本的に上記５と同様であるが、査定時には発生土受け入れ地が未定の場合が多いので、一般的に２ｋｍを限度として査定設計書に計上しておく。

７．事業損失防止施設の取扱い

工事の実施に伴う濁水処理対策、振動対策、騒音対策等の事業損失防止施設費は、査定時に計上することはできない。

８．その他

査定時には、冬季補正、前払い金、契約保証等の補正は行わない。

１）積上げ積算方式の事例

工事別総（ 1/ 3）

事業名	農地・農業用施設災害復旧事業　桧原地区
工事名	桧原地区農地保全災害復旧工事　（査定変更）　（第１回変更）

項目名	内容
工事名	
工事区分	
積算区分	変更積算
積算体系区分	一般土木工事（明細型）
工種区分	水路工事
工種体系区分	その他土木工事（明細型）（1）
工事工種体系年度号	平成１６年１号（１号）
地域特性区分	（ｖ） 地方部（一般交通の影響を受けない）
前払金支出割合	（ｖ） 35%を越え40%以下
電力区分	低圧・業者跨・１年未満
冬期補正	なし
豪雪補正	なし
寒冷地補正	なし
単価期適用年月日	平成 17 年 4 月－Ａ
冬季補正	なし

（工種区分を間違わないようにすること。
なお、工種区分については、
第８章の通知文書を参照のこと。）

（4 月単価を適用すること。）

（各種の補正等は行わないこと。）

SEKI

工事別総（ 2/ 3）

事業名	農地・農業用施設災害復旧事業　桧原地区
工事名	桧原地区農地保全災害復旧工事　（査定変更）　（第１回変更）

項目名	数量	単位	金額	備考
工事価格			(12,380,000) 11,010,000	
・工事原価			(10,912,000) 9,698,000	
純工事費			(8,759,000) 7,778,000	
・・直接工事費			(7,989,000) 7,086,000	
・・・直接工事費（仮設工を除く）	（ｖ） 1.000	式	(7,989,000) 7,086,000	
・・・直接工事費（仮設工）	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・間接工事費			(2,973,000) 2,612,000	
・・・共通仮設費			(770,000) 692,000	
・・・・事業損失防止施設費	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・・・運搬費～営繕費等				
・・・・運搬費	(7,989,000×(9.640+0.000)) 7,086,000×(9.770+0.000) 9.640 9.770	% %	(770,000) 692,000	
・・・・準備費	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・・・安全費	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・・・役務費	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・・・技術管理費	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	
・・・・営繕費等	（ｖ） 1.000	式	（ｖ） 0	

（対象工種の率かチェックすること。
なお、工種区分の率の算出については、
第８章の通知文書を参照のこと。）

SEKI

注意：**平成 21 年 6 月 29 日要領改正**

工事別表（ 3/ 3）

事業名	農地・農業用施設災害復旧事業　神原地区
工事名	神原地区農地保全災害復旧工事　（査定変更）　（第１回変更）

項目名	数量	単位	金額	備考
・・・現場管理費				
8,759,000×(24.580+0.000)	(24.580)		(2,153,000)	
7,778,000×(24.690+0.000)	24.690	%	1,920,000	
	(＊)		(＊)	
・・官貸補	1.000	式	0	
・一般管理費等				
(10,912,000×(13.500+1.000)	(13.500)		(1,473,000)	
9,694,000×(13.630+1.000)	13.630	%	1,321,000	
	(＊)		(＊)	
・一括計上価格	1.000	式	0	
官（支）給品費			(＊) 0	
処分費等（直接工事費の内数）			(＊) 0	
処分費（外注費の内数）			(＊) 0	
処分費等（平対象外）			(＊) 0	
共通仮設費算定対象額			(＊) 0	

（前払い金支出による補正、契約保証に係る補正は
計上できないので注意すること）

SEKI

２）総合単価方式の事例

（第3表）　本　工　事　費　内　訳　書

根木原地区　67 － 1002

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費	1 コンクリートブロック練積	施設用	控35cm	m2	85.3	46,100	3,932,330	第 2号 総合単価
	1 裏込コンクリート		呼び強度 180kg	m3	17.1	32,300	552,330	第 7号 総合単価
	1 土羽工			m2	31	4,000	124,000	第 31号 総合単価
	1 U型布設替	規格品	300～360	m	20	10,400	208,000	第 41号 総合単価
	2 コンクリートブロック練積	施設用	控35cm	m2	32.8	46,100	1,512,080	第 2号 総合単価
	2 裏込コンクリート		呼び強度 180kg	m3	3.3	32,300	106,590	第 7号 総合単価
	2 土羽工			m2	18.1	4,000	72,400	第 31号 総合単価
	2 U型布設替	規格品	300～360	m	11	10,400	114,400	第 41号 総合単価
	計						6,622,130	
	計上金額						6,622,000	

m等単位当たり単価（諸経費、消費税相当額を含む単価）
となっているので、数量を乗じるだけで工種金額となる。

※各県毎に総合単価の工種は決まっているので注意すること。